

令和元年度 立山町人事行政の運営等の状況 (R1決算)

立山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1号）第6条の規定に基づき、令和元年度における立山町人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

（一部項目については、令和2年4月1日現在の状況を公表します。また、公表内容にフルタイム会計年度任用職員分が含まれる場合は、その旨記載します。）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (元年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)30年度 の人件費率
元年度	人	千円	千円	千円	%	%
	25,696	12,390,897	281,721	1,867,288	15.1%	16.0

(注) 歳出額、実質収支、人件費は、「地方財政状況調査」の区分による普通会計決算額です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

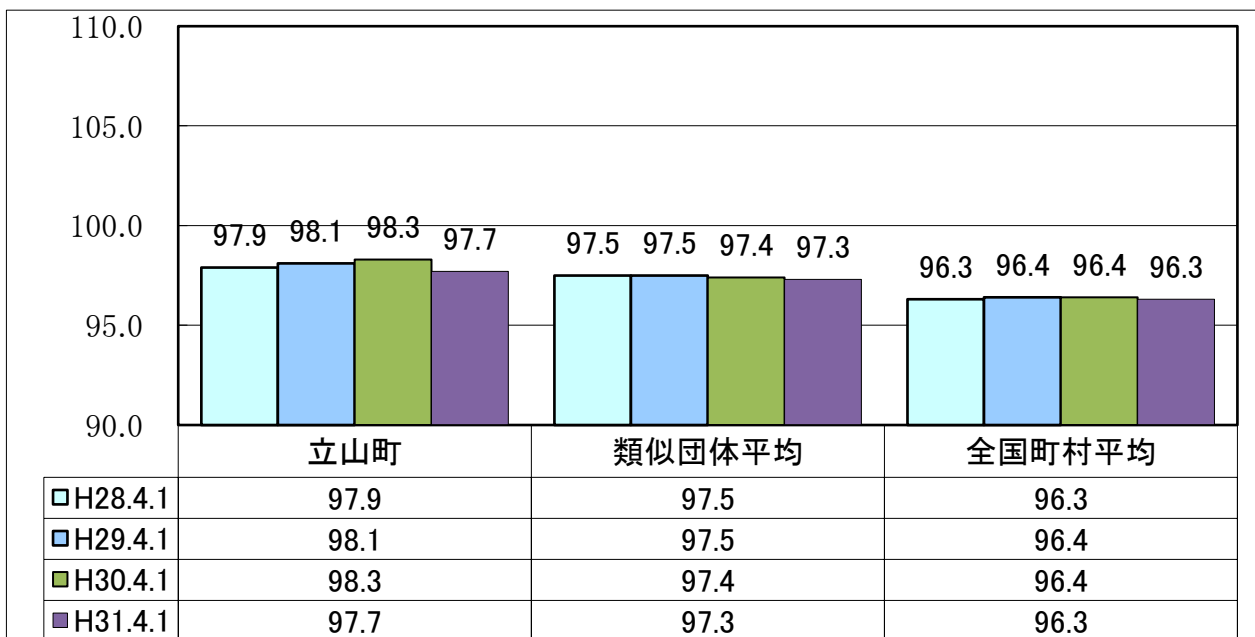
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
元年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	216	764,521	148,865	305,543	1,218,929	5,643	5,815

(注) 1 職員数は、平成31年4月1日現在の人数です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 「給与費」の各項目は「地方財政状況調査」の区分による普通会計決算額（事業費支弁分を含む）です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため国の職員数（構成）を用い、学歴や経験年数の差を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	給与改定率	(参考) 国の改定率
元年度	+0.16%	+0.10%

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
元年度	4.5月	4.5月

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

（給料表の見直し時期）平成27年4月1日

（内容）国の俸給表に準じて、給料表を平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間の経過措置を実施。

②地域手当の見直し

立山町では地域手当の支給はありません。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
立山町	39.9 歳	306,400 円	376,200 円	329,600 円
富山県	43.8 歳	327,001 円	397,070 円	356,148 円
国	43.2 歳	327,564 円	— 円	408,868 円
類似団体	41.3 歳	305,121 円	369,228 円	339,083 円

②税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
立山町	37.9 歳	296,800 円	405,000 円	314,400 円
富山県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	42.8 歳	358,234 円	— 円	435,038 円
類似団体	37.8 歳	280,881 円	366,504 円	307,744 円

③薬剤師・医療技術職（栄養職員）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
立山町	56.1 歳	320,700 円	328,300 円	320,700 円
富山県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円	— 円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
立山町	36.1 歳	280,300 円	315,800 円	291,700 円
富山県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	47.3 歳	317,928 円	— 円	355,144 円
類似団体	40.5 歳	293,967 円	340,382 円	312,117 円

⑤福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
立山町	45.6 歳	321,300 円	337,000 円	329,200 円
富山県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	43.4 歳	333,957 円	— 円	385,247 円
類似団体	38.5 歳	274,330 円	305,496 円	291,289 円

⑥消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
立山町	37.7 歳	302,500 円	362,200 円	330,200 円
富山県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	38.1 歳	294,655 円	372,364 円	338,779 円

⑦技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
立山町	56.8 歳	22 人	303,400 円	313,800 円	306,500 円
うち学校給食員	61.5 歳	非公開 人	244,000 円	246,600 円	244,000 円
うち用務員	57.2 歳	非公開 人	303,300 円	309,300 円	304,100 円
うち自動車運転手	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
うちその他職員	55.7 歳	非公開 人	310,900 円	329,500 円	318,300 円
富山県	57.7 歳	20 人	286,698 円	311,148 円	293,423 円
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	— 円	328,862 円
類似団体	51.3 歳	8 人	295,559 円	323,271 円	313,681 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
立 山 町	—	—	—	—
うち学校給食員	調理士	43.7 歳	253,400 円	0.97
うち用務員	用務員	55.9 歳	207,900 円	1.49
うち自動車運転手	自家用自動車運転手	57.2 歳	249,200 円	—
うちその他職員	—	—	—	—
富山県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	対応する民間 の類似職種	参 考		
		年収ベース（試算値）の比較		
		公務員（C）	民間（D）	C/D
立 山 町	—	—	—	—
うち学校給食員	調理士	3,590,000 円	3,410,300 円	1.05
うち用務員	用務員	5,146,000 円	2,862,400 円	1.80
うち自動車運転手	自家用自動車運転手	— 円	3,292,200 円	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢・業務内容・雇用形態等の点において、完全一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

⑧会計年度任用職員（フルタイム）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
立 山 町	44.4 歳	179,572 円	182,784 円	182,784 円
富 山 県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円	— 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当等諸手当（期末勤勉手当及び寒冷地手当を除く）などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当、特殊勤務手当等を除いたもの）で算出しています。
- 3 国家公務員の平均給与月額に含まれる手当は、「扶養手当」「住居手当」「管理職手当」「寒冷地手当（年額を12で除した額）」「地域手当」「単身赴任手当」「特地勤務手当」「初任給調整手当」です。なお、立山町においては、「寒冷地手当」「地域手当」「単身赴任手当」「特地勤務手当」「初任給調整手当」は支給してません。
- 4 教育長は、含みません。

## (2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		立山町	富山県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	188,700 円	182,200 円
	高校卒	154,900 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	147,900 円	147,900 円
	中学卒	139,900 円	139,900 円	139,900 円
消 防 職	大学卒	201,600 円	－ 円	－ 円
	高校卒	169,900 円	－ 円	－ 円

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

区 分		10年以上～ 15年未満	15年以上～ 20年未満	20年以上～ 25年未満
一般行政職	大学卒	278,700 円	324,300 円	362,400 円
	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし
技能労務職	高校卒	該当なし	該当なし	290,600 円
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし

(注) 前歴がある職員の経験年数は、その前歴年数を一定率で換算しています。

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

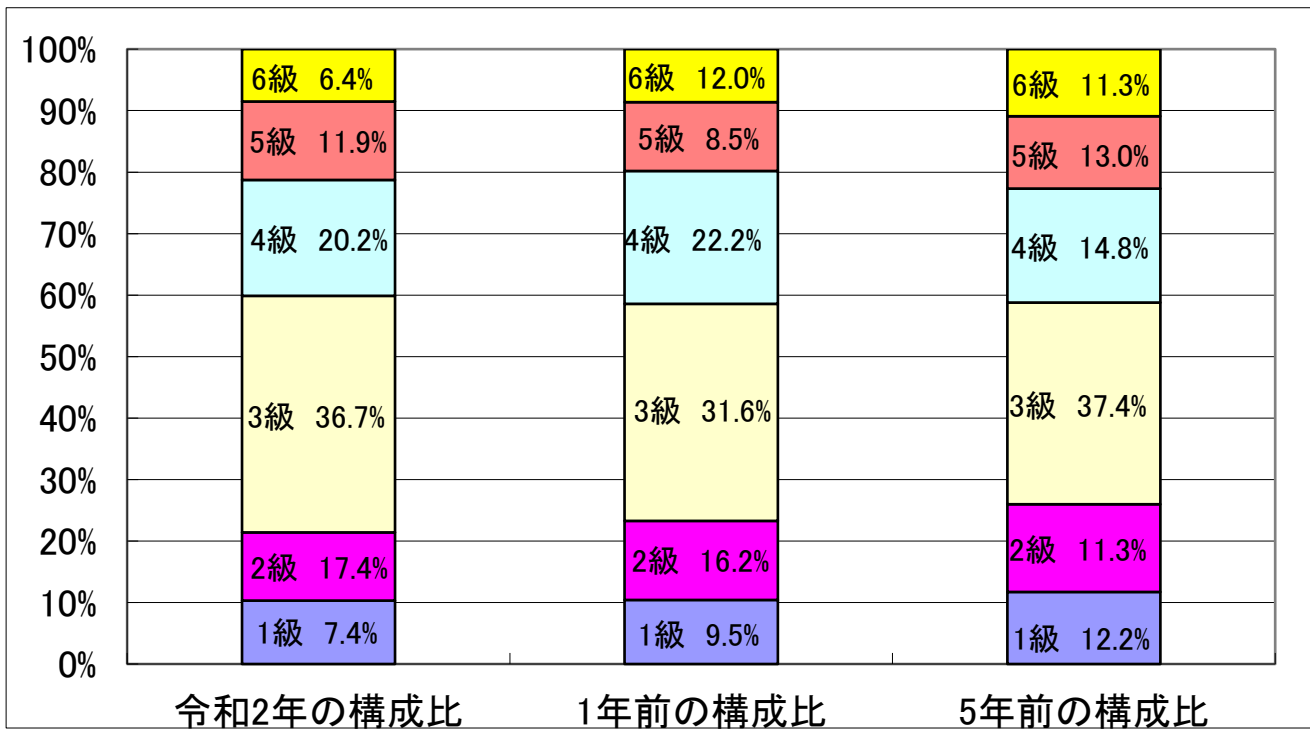
## (1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	課長	10 人	8.5 %	319,200 円	410,200 円
5 級	課長補佐	15 人	12.8 %	289,700 円	393,000 円
4 級	係長、主査	22 人	18.8 %	264,200 円	381,000 円
3 級	主任	45 人	38.5 %	231,500 円	350,000 円
2 級	主事、技師	13 人	11.1 %	195,500 円	304,200 円
1 級	主事、技師	12 人	10.3 %	146,100 円	247,600 円
合 計		117 人	100 %		

(注) 1 一般行政職とは、税務職・栄養士・保健職・福祉職・消防職・企業職・技能労務職を除く職種をいいます。

2 立山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を実施している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

立山町	富山県	国
1人当たり平均支給額(元年度) 1,425 千円	—	—
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15% 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。



## (4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		1,781 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		22,832 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）		35.1 %		
手当の種類（手当数）		11 種類		
手当の名称	主な支給対象	主な支給対象業務	支給実績 （元年度決算）	支給単価
外勤訪問徴収手当	税務課	外勤による税等の徴収業務	0 千円	500 円/日
感染症等防疫手当	農林課	防疫業務	74 千円	500 円/日
死体等収容作業手当	健康福祉課 住民・教育・農林課	死体収容業務	94 千円	2,000 円/回
行旅人 犬・大動物		〃		500 円/回
放射線等取扱手当	保健センター	放射線照射業務	0 千円	500 円/日
救急出動手当	消防署 〃 〃 〃	火災・人命救助	1,611 千円	300 円/回
傷病人搬送		救急傷病人搬送		200 円/回
〃（救急救命士）		〃（有資格者）		400 円/回
〃（山岳地帯）		山岳地帯における搬送		2,000 円/日
用地交渉手当	建設・商工観光課	時間外における用地交渉業務	3 千円	500 円/日
下水道作業手当	水道課	時間外における下水処理作業	0 千円	500 円/日

（注） 水道事業分は、除いてあります。

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	68,539 千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	393 千円
支給実績（30年度決算）	59,770 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	336 千円

（注） 1 1時間当たりの給料×1.25～1.60×時間数 で計算されます。

2 決算額には、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当を含みません。

3 決算額、職員数には、水道事業職員分を含みません。



## (6) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	元年度決算	
				支給実績	支給職員1名当たり平均支給年額
扶養手当	(1)子 10,000円 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,200円を加算 (2)子以外 6,500円	異	国の制度 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算	千円 21,626	円 232,542
住居手当	借家等 ①家賃20,000円以下の場合 家賃-9,000円 ②家賃20,000円を超える場合 11,000円+(家賃-20,000円)/2 (最高限度額: 町内居住/家賃58,000円以上:30,000円)	異	借家等 ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額27,000円)	千円 7,680	円 274,287
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による支給 全額支給限度額 55,000円/月 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,610円~34,890円	異	(2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円~31,600円	千円 11,306	円 65,351
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて支給 (1)課長級 55,000円/月 (総務課長 58,000円/月) (2)課長補佐級 40,000円/月 (3)その他 35,000円/月	同		千円 20,676	円 558,811
休日勤務手当	(祝日、年末年始において正規の勤務時間中に勤務) 1時間当たりの給料×1.35×時間数	同		千円 13,834	円 150,365
夜間勤務手当	(正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時まで勤務) 1時間当たりの給料×0.25×時間数	同		千円 2,431	円 97,258
管理職員特別勤務手当	(管理職手当受給職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務) ①週休日 (1)6時間以下 課長級 6,000円/勤務1回 課長補佐級 4,000円/勤務1回 (2)6時間超 課長級 9,000円/勤務1回 課長補佐級 6,000円/勤務1回 ②平日深夜(深夜0時~5時) 課長級 3,000円/勤務1回 課長補佐級 2,000円/勤務1回	同		千円 894	円 37,250

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町長	823,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 920,000 円／ 592,000 円	
	副町長	684,000 円	760,000 円／ 532,000 円	
	教育長	605,000 円	705,000 円／ 481,000 円	
報 酬	議長	360,000 円	499,000 円／ 252,000 円	
	副議長	310,000 円	430,000 円／ 202,000 円	
	議員	290,000 円	400,000 円／ 174,000 円	
期 末 手 当	町長 副町長 教育長	(元年度支給割合) 6月期： 1.675 月分 12月期： 1.725 月分 合計： 3.40 月分		
	議長 副議長 議員	(元年度支給割合) 6月期： 1.675 月分 12月期： 1.725 月分 合計： 3.40 月分		
退 職 手 当	町長	(算定方式) 給料×5/12×在職月数	(1期の手当額) 16,460 千円	(支給時期) 任期满了ごと
	副町長	給料×7/30×在職月数	7,661 千円	〃
	教育長	給料×7/40×在職月数	5,082 千円	〃

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 (参考)の類似団体は、令和2年4月1日現在のものです。

6 職員数の状況

(1)-1 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位：人)

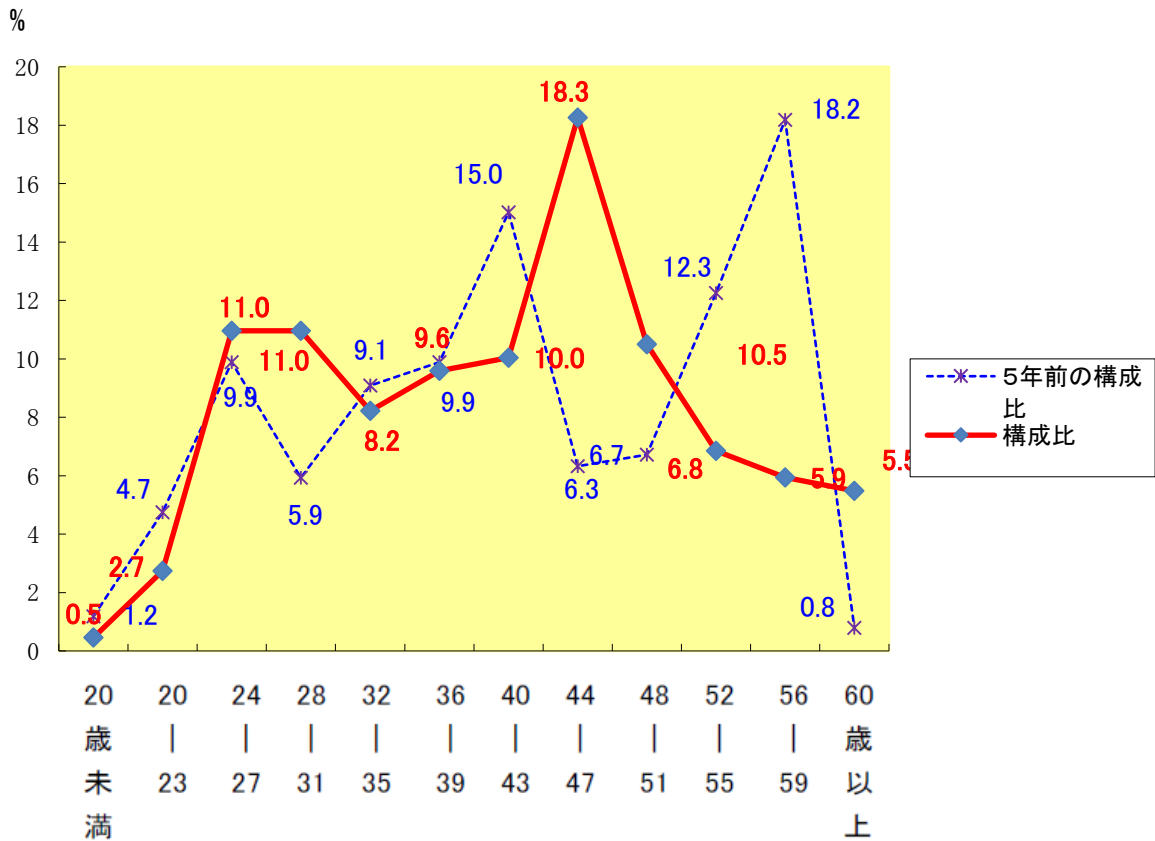
区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由		
		令和2年	令和元年				
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	育児休業者の補充・新組織創設	
		総 務	45	42	3		
		税 務	13	13	0		
		労 働	0	0	0		
		農林水産	13	13	0		
		商 工	9	8	1		育児休業予定者の補充
		土 木	15	16	▲ 1		退職者の不補充
		民 生	41	44	▲ 3		退職者の不補充
		衛 生	12	13	▲ 1		再任用満了者の不補充
		(小 計)	(151)	(152)	(▲1)		<参考> 人口1万当たり職員数 58.76 人 (類似団体 51.19 人 )
	教育部門	28	30	▲ 2	再任用満了者の不補充・他部門退職者の補充による減		
	消防部門	34	34	0			
	(小 計)	(213)	(216)	(▲3)	<参考> 人口1万当たり職員数 84.06 人 (類似団体 65.37 人 )		
公営企業等	会計部門	水 道	7	7	0		
		下 水 道	0	0	0		
		そ の 他	6	6	0		
		(小 計)	(13)	(13)	(0)		
合 計		226 [ 364 ]	229 [ 364 ]	(▲3) [ 0 ]	<参考> 人口1万当たり職員数 89.12 人		

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員を除いています。  
平成27年10月より、教育長は特別職となったため、職員数に含まれていません。
- 2 「人口1万人当たりの職員数」は、平成31年4月1日現在の職員数を同年3月31日現在の住民基本台帳人口で除し、10,000を乗じて得た数です。
- 3 [ ]内は、条例定数の合計です。

(1)-2 部門別職員数の状況と主な増減理由 (会計年度任用職員 (フルタイム))

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和2年	令和元年		
普通会計部門	一般行政部門	総 務	1	—	—
		農林水産	3	—	—
		民 生	11	—	—
	教育部門	3	—	—	

(2)-1 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	24人	24人	18人	21人	22人	40人	23人	15人	13人	12人	219人

（注） 職員数には、教育長、水道事業職員を含みません。

(2)-2 年齢別職員構成の状況（会計年度任用職員（フルタイム））（令和2年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	1人	2人	2人	2人	3人	1人	1人	1人	2人	3人	18人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年度	27年	28年	29年	30年	元年	2年	過去5年間の増減数（率）
職員数（正職）	254	250	237	238	229	226	▲28（▲12.4）
職員数（会計フル）	—	—	—	—	—	18	—

（注） 各年における定員管理調査において報告した職員数です。（正規職員のみ）

(4) 採用の状況（令和2年4月1日付け採用者）

- ① 一般職員 6名（競争試験：6名、選考：0名、受験者数：40名）
- ② 技能労務職員 0名
- ③ 消防職員 1名（競争試験：1名、選考：0名、受験者数：13名）

(5) 昇任の状況（令和元年度中）

- ① 町長部局等 8名（課長：1名、課長補佐：4名、係長：3名）
- ② 教育委員会 1名（課長：0名、課長補佐：0名、係長：1名）
- ③ 消防部局 0名（消防司令：0名）

(6) 退職の状況（令和元年度中）

- ① 町長部局等 10名
- ② 教育委員会 1名
- ③ 消防部局 0名

7 職員の勤務条件その他の勤務時間

(1) 勤務時間の状況

令和2年4月1日現在の勤務時間は、原則として次のとおりです。

勤務時間	8：30 ～ 17：15
休憩時間	12：00 ～ 13：00

（注） 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員（保育所等）は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、立山町職員の勤務時間、休日等に関する条例、同規則や立山町職員の育児休業等に関する条例、同規則等に基づいて定められています。

主な休暇、休業制度は、次のとおりです。

区 分	休暇（休業）期間等 （1年あたり）	令和元年の取得状況		
		町長部局等	教育委員会	消防部局
年次休暇	20日	平均 8.1日	平均 10.9日	平均 7.3日
夏季休暇	5日以内	平均 4.3日	平均 4.8日	平均 5日
ボランティア休暇	5日以内	取得者 0人	取得者 0人	取得者 0人
家族の看護休暇	5日以内	取得者 44人	取得者 6人	取得者 0人
育児時間	1日2回、30分以内	取得者 0人	取得者 0人	取得者 0人
病気休暇	原則、90日以内	取得者 13人	取得者 4人	取得者 1人
介護休暇	6箇月以内	取得者 0人	取得者 0人	取得者 0人
育児休業	子が3歳に達する日 までの期間	取得者 6人	取得者 0人	取得者 0人
部分休業	子が3歳に達する日 までの期間で、始業 時又は終業時、1日 を通じて2時間以内	取得者 4人	取得者 1人	取得者 0人

（注） 1 病気休暇、介護休暇、育児休業、部分休業の取得者は、当該年に休暇等を開始した者の人数を計上しています。

2 町長部局等には、水道事業職員を含んでいます。

## 8 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

令和元年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
町長部局等	0人	0人	1人	0人	1人
教育委員会	0人	0人	1人	0人	1人
消防部局	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	2人	0人	2人

(注) 1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

2 当該年度に分限処分をされた者、休職等を開始した者の人数を計上しています。

3 町長部局等には、水道事業職員を含んでいます。

### (2) 懲戒処分の状況

令和元年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

区 分	免職	停職	減給	戒告	訓告等	合計
町長部局等	0人	1人	0人	1人	4人	6人
教育委員会	0人	0人	0人	0人	0人	0人
消防部局	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	1人	0人	1人	4人	6人

(注) 1 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行なわれる処分のことをいいます。

2 当該年度に懲戒処分をされた者、停職等を開始した者の人数を計上しています。

3 町長部局等には、水道事業職員を含んでいます。

## 9 職員のサービスの状況

### (1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、次のようなサービス上の強い制約を課しています。

①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）

②信用失墜行為の禁止（同法第33条）

③秘密を守る義務（同法第34条）

④職務に専念する義務（同法第35条）

⑤政治的行為の制限（同法第36条）

⑥争議行為等の禁止（同法第37条）

⑦営利企業等の従事制限（同法第38条）

(2) 職務専念義務免除の状況

令和元年度の職務専念義務免除の状況は、次のとおりです。

免 除 の 事 由	令和元年度の承認件数		
	町長部局等	教育委員会	消防部局
研修を受ける場合	0 件	0 件	0 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	62 件	13 件	2 件
公共団体の業務に従事する場合	11 件	3 件	0 件
依頼に基づく献血に参加する場合	24 件	1 件	0 件
職員が公務に支障のない範囲内において、国体等スポーツ大会に選手又は監督等として参加する場合	0 件	0 件	0 件
職員が公務に支障のない範囲内において、消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、研修、特別警備警戒等の消防団活動を行う場合	0 件	0 件	0 件
合 計	97 件	17 件	2 件

(注) 1 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務があります（地方公務員法第35条）が、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

2 町長部局等には、水道事業職員を含んでいます。

(3) 営利企業等の従事許可の状況

令和元年度の営利企業等従事許可の状況は、次のとおりです。

許 可 の 基 準	令和元年度の承認件数		
	町長部局等	教育委員会	消防部局
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係 又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	1 件	0 件	0 件

(注) 1 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

2 町長部局等には、水道事業職員を含んでいます。

10 職員の研修状況

令和元年度の職員研修の状況は、次のとおりです。

研修内容		受講者数	
自己啓発支援	通信教育受講助成・放送大学受講助成	9人	
職場研修支援	業績評価 目標設定研修	12人	
	能力・業績評価 新任評価者研修	5人	
	業績評価 自己評価研修	6人	
	業績評価 評価基礎研修	7人	
職場外研修	階層別研修	新規採用職員研修(町主催)	5人
		新任職員研修[前期]	6人
		新任職員研修[後期]	5人
		中堅職員研修[基礎課程]	9人
		中堅職員研修[継続課程]	4人
		新任係長研修	4人
		現任係長研修	2人
		新任主幹研修	4人
		新任所属長研修	4人
		再任用職員研修	2人
	応募型研修	発想力向上研修	1人
		住民の信頼向上、クレーム対応研修	2人
		説明力向上研修	5人
		コミュニケーション研修	1人
		企画書の作り方研修	1人
		段取り力向上研修	1人
		クリティカルシンキング研修	1人
		業務改善、トラブル回避研修	1人
		企画力向上研修	2人
		交渉力向上研修	4人
		マニュアル作成研修	3人
		アサーティブコミュニケーション研修	3人
		上手な資料の作り方研修	3人
		法制執務に関する実務研修	2人
		手話講座	2人
		議会答弁書作成力向上研修	5人
		新任職員トレーナー養成研修	5人
		女性のためのキャリアデザイン研修	1人
		パソコン研修(Access、Excel、Power Point)	4人
		新地方公会計制度による財務書類作成研修	2人
		プレゼンテーション研修	1人
		ロジカルシンキング入門研修	4人
		地域ブランド力向上研修	1人
働きやすい職場環境づくり促進研修	2人		
ディズニーから学ぶ「ホスピタリティ向上研修」	3人		



		中新川地区町村職員法制執務研修会(延期)	0人
		日本経営協会研修	2人
	特別研修	愛知県犬山市との職員交流研修	22人
派遣研修	長期派遣研修	富山県研修派遣	1人
		国土交通省北陸地方整備局派遣	1人
		愛知県犬山市派遣	1人
		自治大学校	0人
	短期派遣研修	市町村アカデミー	2人
		国際文化アカデミー	2人
		国土交通大学校	1人
		全国建設研修センター	2人
		(財)地域活性化センター	1人
		北陸地方整備局 北陸技術事務所	1人

合計 180人

- (注) 1 上記研修は、総務課が管理する研修（主に職員としての資質向上を目的とする研修）であり、各課においては、別途、担当執務に関する研修を行なっています。
- 2 受講者数には、水道事業職員を含んでいます。

## 1 1 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しています。

令和元年度の事業内容は、次のとおりです。

区分	主な項目	対象	実施状況
健康管理	定期健康診断	全職員	137人
	短期人間ドック補助	希望職員	60人
福利事業	職員自主研修助成	自主研修に対する補助	(補助金額) 133,200円

(注) 職員には、水道事業職員を含んでいます。

### (2) 共済制度の概要

社会保障の一環としての共済制度の概要は、次のとおりです。

- ① 機関：富山県市町村職員共済組合
- ② 事業概要：
  - (ア) 短期給付事業：病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行います。
  - (イ) 長期事業：退職・障害・死亡に対して、年金又は一時金の給付を行います。
  - (ウ) 福祉事業：健康診断などの健康の保持増進事業、貸付け事業、貯金事業などを行います。
- ③ 財源：必要な費用は、「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によってまかなわれています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償とは、常勤職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、「その災害によって生じた災害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度」です。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

令和元年度の認定件数は、次のとおりです。

区 分	町長部局等	教育委員会	消防部局
公務災害	1人	0人	0人
通勤災害	0人	0人	0人

(注) 町長部局等には、水道事業職員を含んでいます。

1.2 勤務条件に関する措置の状況

令和元年度において、措置の要求はありませんでした。

1.3 不利益処分に関する審査請求の状況

令和元年度において、審査請求はありませんでした。

1.4 公営企業（水道事業）職員の状況

(1) 水道職員の給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
元年度	439,810	62,636	41,765	9.5%	10.8

区分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
元年度	7	25,512	5,862	10,391	41,765

一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円	千円
5,966	6,165

- (注) 1 「職員数」は、区分年度における4月1日現在の人数です。  
 2 「職員手当」には、「退職手当」を含みません。  
 3 「(参考)類似団体平均」は、政令指定都市を除く市町村の平均です。

イ 特記事項

立山町（一般職）と同じです。

## (2) 水道職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水 道 職 員	38.3 歳	321,700 円	503,500 円
団 体 平 均	44.2 歳	339,529 円	512,723 円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。（立山町においては、地域手当を支給していません。）

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等全ての手当を含みます。

3 団体平均とは、市町村の同種の事業の平均です。

## (3) 水道職員の手当の状況

## ア 期末手当・勤勉手当

水道職員	立山町
1人当たり平均支給額（元年度） 1,485 千円	1人当たり平均支給額（元年度） 1,425 千円
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分	同 左
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15% (管理職加算なし)	同 左 同 左

(注) 期末手当の月数は、「給料及び扶養手当」を基礎とする月数をいい、勤勉手当の月数は、「給料」を基礎とする月数をいいます。

## イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

水道職員	立山町
退職手当＝基本額+調整額	同 左
(1) 基本額＝退職日給料月額×支給率 (支給率) 自己都合 勤続・定年	同 左
勤続20年 19.67 月分 24.59 月分	
勤続25年 28.04 月分 33.27 月分	
勤続35年 39.76 月分 47.71 月分	
限度額 47.71 月分 47.71 月分	
(2) 調整額＝区分×60箇月	同 左
(区分) 一般職員 0~43,350円	
その他の加算措置 なし	同 左
1人当たり平均支給額（元年度退職者） 定年・勤続 該当なし 千円 自己都合 該当なし 千円 (参考：市町村の平均支給額 8,861 千円)	

## ウ 地域手当

立山町では、支給していません。

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）	— %			
手当の種類（手当数）	1 種類			
手当の名称	主な支給対象	主な支給対象業務	支給実績 （元年度決算）	支給単価
上水道作業手当		時間外における漏水現場作業	0 千円	500 円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	3,360 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	672 千円
支給実績（30年度決算）	2,718 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	453 千円

（注） 手当の計算方法等は、立山町と同じです。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	立山町の制度との異同	立山町の制度と異なる内容	元年度決算	
				支給実績	支給職員1名当たり平均支給年額
扶養手当	(1)子 10,000円 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,200円を加算 (2)子以外 6,500円	同		千円 445	円 222,700
住居手当	借家等 ①家賃20,000円以下の場合 家賃-9,000円 ②家賃20,000円を超える場合 11,000円+(家賃-20,000円)/2 (最高限度額: 町内居住/家賃58,000円以上:30,000円 町外居住/家賃46,000円以上:24,000円)	同		千円 288	円 288,000
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による支給 全額支給限度額 55,000円/月 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,610円~34,890円	同		千円 416	円 69,400
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて支給 (1)課長級 55,000 円/月 (総務課長 58,000円/月) (2)課長補佐級 40,000 円/月 (3)その他 35,000 円/月	同		千円 1,140	円 570,000
休日勤務手当	(祝日、年末年始において正規の勤務時間中に勤務) 1時間当たりの給料×1.35×時間数	同		千円 254	円 63,561

夜間 勤務 手当	(正規の勤務時間として午後10時 から翌日の午前5時まで勤務) 1時間当たりの給料×0.25×時間数	同		千円 0	円 0
管理 職員 特別 勤務 手当	(管理職手当受給職員が臨時又は緊急 の必要等により週休日等に勤務) ①週休日 (1)6時間以下 課長級 6,000 円/勤務1回 課長補佐級 4,000 円/勤務1回 (2)6時間超 課長級 9,000 円/勤務1回 課長補佐級 6,000 円/勤務1回 ②平日深夜 (深夜0時～5時) 課長級 3,000 円/勤務1回 課長補佐級 2,000 円/勤務1回	同		千円 0	円 0